

小鹿野町立地適正化計画に係る 届出の手引き

目次

1	立地適正化計画と届出制度について……………	1
2	居住誘導区域外における届出について……………	3
3	都市機能誘導区域外における届出について……………	5
4	都市機能誘導区域内における届出について……………	8
5	居住誘導区域及び都市機能誘導区域……………	9
6	届出様式について……………	11

令和8(2026)年3月

小鹿野町

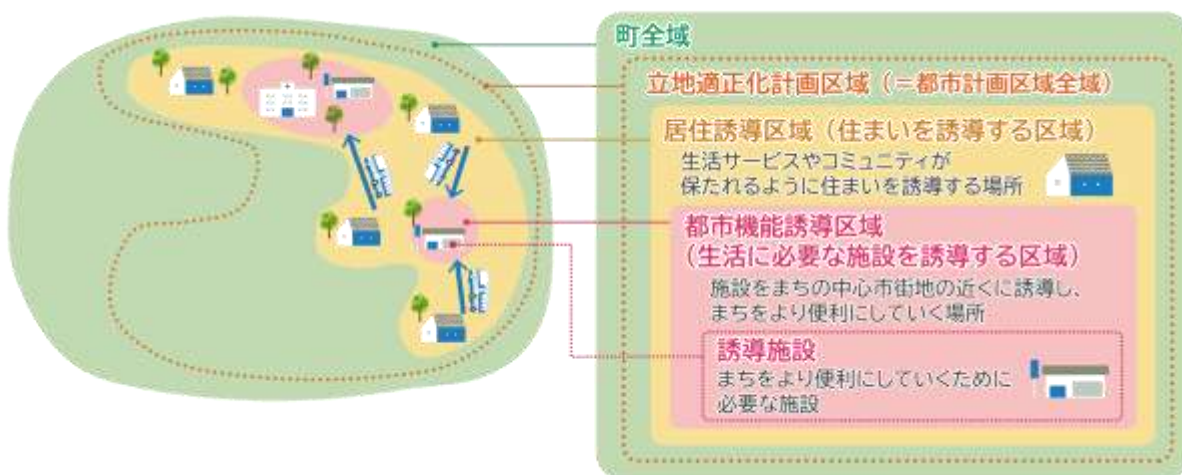
1. 立地適正化計画と届出制度について

(1)立地適正化計画とは

本町においては、全国的な傾向と同様に、人口減少が進む見込みであり、少子高齢化も進行している状況です。

このような状況を踏まえ、将来を見据えて、生活に必要な機能や住まいを拠点に集約させ、拠点間を公共交通で結ぶ「コンパクト・プラス・ネットワーク」の考え方にに基づき、利便性の高い持続可能なまちづくりを推進するため、「小鹿野町立地適正化計画」を策定しました。

立地適正化計画では、住まいの維持・誘導を図る区域である「居住誘導区域」や、生活に必要な施設の維持・誘導を図る区域である「都市機能誘導区域」などを定め、それらを誘導するための施策や目標を設定しています。



(2)届出制度とは

立地適正化計画は、住まいや施設の立地を制限するものではありませんが、計画の運用開始に伴い、一定の区域において開発・建築等の行為を行う場合には、法の規定(都市再生特別措置法第88条第1項、第108条第1項、第108条の2)に基づき、行為着手の30日前までに町長への届出が義務付けられます。

立地適正化計画に基づく届出は、居住誘導区域外における住宅開発等の動向及び都市機能誘導区域内外における誘導施設の立地を把握することを目的としています。

届出対象① 居住誘導区域外での一定規模の住宅の開発行為や建築行為等(P3)

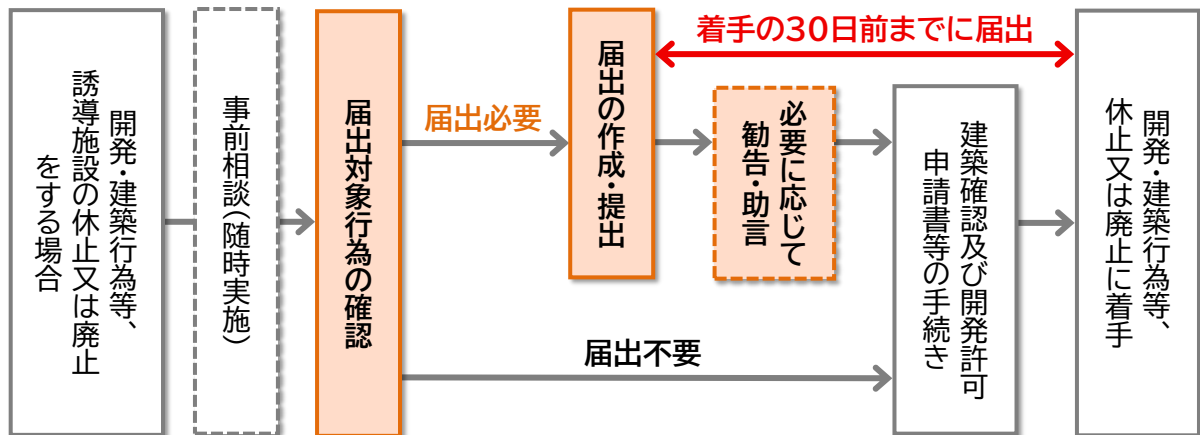
届出対象② 都市機能誘導区域外での誘導施設の開発行為や開発行為以外(P5)

届出対象③ 都市機能誘導区域内での誘導施設の休止又は廃止(P8)

また、都市計画法第29条に基づく開発行為や小鹿野町開発行為に関する指導要綱に基づく事前協議は別途必要であり、都市計画区域外における上記行為の届出は不要です。

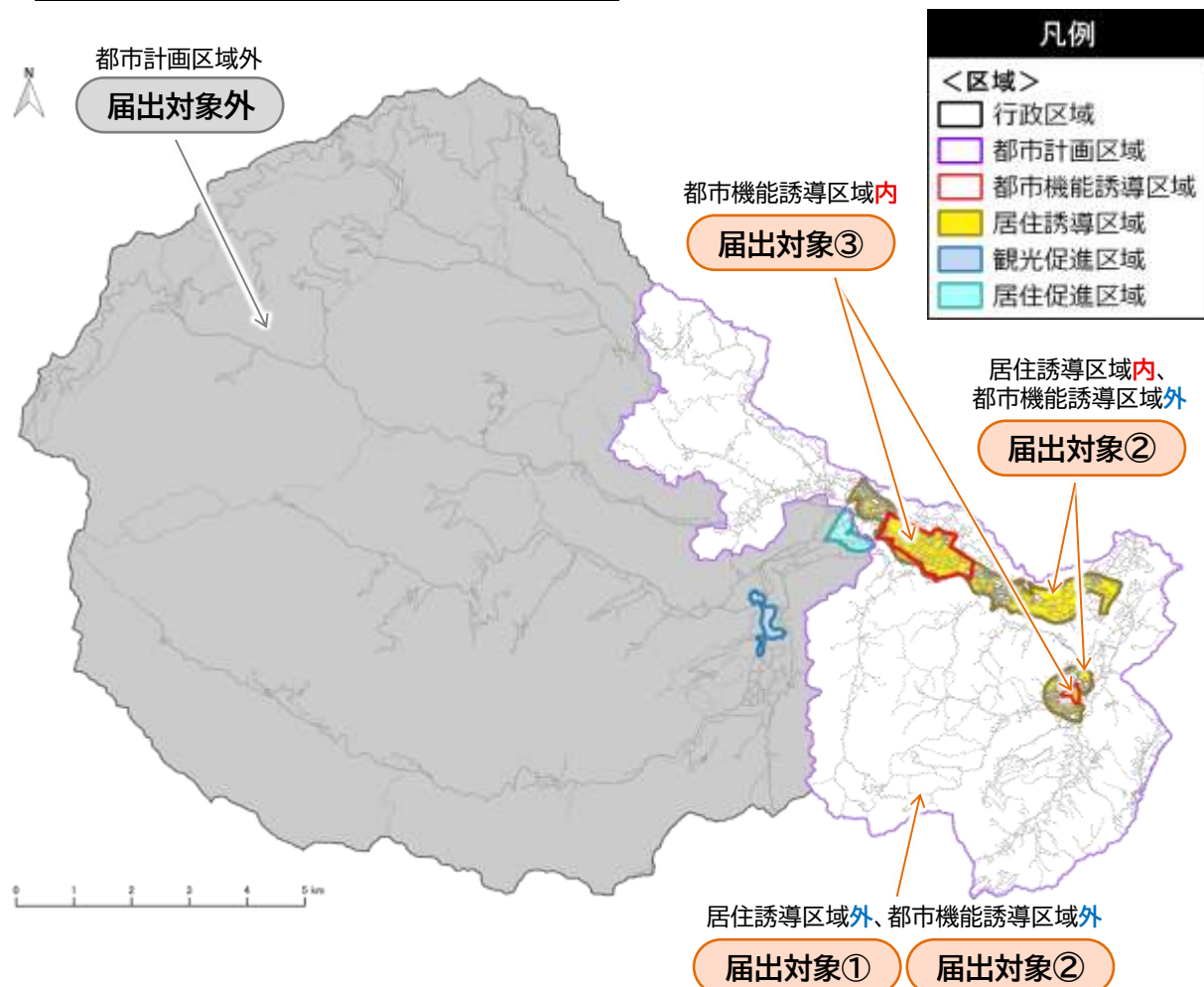
(3)届出の流れ

届出対象の開発行為や建築行為等、誘導施設の休止又は廃止する場合は、行為着手の**30日前までに**届出に必要な書類を作成し、建設課に提出して下さい。



(4)届出の対象範囲

届出の対象範囲は、都市再生特別措置法に基づき指定された居住誘導区域及び都市機能誘導区域です。これに対し、都市計画区域外で町独自に設定された居住促進区域及び観光促進区域は、届出の対象には含まれません。



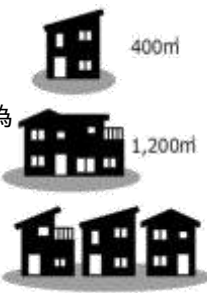

※区域の詳細は、建設課窓口や町のホームページでご確認下さい。

2. 居住誘導区域外における届出について

届出対象① 居住誘導区域外での一定規模の住宅の開発行為や建築行為等

(1)届出の対象となる行為

届出の対象となる行為は、以下のとおりです。

<p>開発行為</p>	<p>①3戸以上の住宅の建築目的の開発行為 ②1戸又は2戸の住宅の建築目的の開発行為で、その規模が1,000m²以上のもの</p>	<p>(例)400m² 1戸の開発行為 届出不要 (例)1,200m² 1戸の開発行為 届出必要 (例)3戸の開発行為 届出必要</p>	 <p>400m² 1,200m²</p>
<p>建築行為等</p>	<p>①3戸以上の住宅を新築しようとする場合 ②建築物を改築し、又は建築物の用途を変更して3戸以上の住宅とする場合</p>	<p>(例)1戸の建築行為等 届出不要 (例)3戸の建築行為等 届出必要</p>	 <p>※1棟の共同住宅でも3戸以上ある場合は届出が必要です。</p>

※「住宅」とは建築基準法における「住宅」に該当すると判断される、一戸建ての住宅、長屋、共同住宅などを指します。

(2)届出の対象となる範囲

届出の対象となる範囲は、居住誘導区域外です。(敷地の一部が居住誘導区域内であれば届出は不要です。)

ただし、都市再生特別措置法第88条第1項、都市再生特別措置法施行令第34条及び第35条の規定により、以下の行為を行う場合は、**届出は不要**です。

1. 住宅等で仮設のもの又は農林漁業を営む者の居住の用に供するものの建築の用に供する目的で行う開発行為
2. 上記1. の住宅等の新築
3. 建築物を改築し、又はその用途を変更して上記1. の住宅等とする行為
4. 非常災害のため必要な応急措置として行う行為
5. 都市計画事業の施行として行う行為又はこれに準ずる行為として政令で定める行為

(3)届出の期日・提出先・部数

開発行為や建築行為等に着手する**30日前まで**に必要な書類を建設課へ各1部提出して下さい。

(4)届出に必要な書類

届出は、次の区分により、所定の届出様式に添付図書を添えて提出して下さい。

開発行為	1. 届出書 様式第10 2. 添付図書 ①位置図(開発行為の区域や周辺の公共施設を表示した図面 縮尺1/1,000以上) ②設計図(縮尺1/100以上) ③土地利用計画図(縮尺1/100以上) ④住戸の戸数が判断できる資料 ⑤その他参考となるべき事項を記載した図書 ・公図 ・求積図
建築行為等	1. 届出書 様式第11 2. 添付図書 ①位置図(建築行為等の区域や周辺の公共施設を表示した図面 縮尺1/1,000以上) ②配置図(敷地内における住宅等の位置を表示した図面 縮尺1/100以上) ③立面図(住宅等の2面以上の立面図 縮尺1/50以上) ④平面図(各階平面図 縮尺1/50以上) ⑤住戸の戸数が判断できる資料 ⑥その他参考となるべき事項を記載した図書 ・公図 ・求積図
上記の行為を 変更する場合	1. 届出書 様式第12 2. 添付図書(上記それぞれの場合と同様)

(5)その他の事項

1. 届出をしないで、又は虚偽の届出をして、開発行為・建築行為等を行った場合、都市再生特別措置法第130条の規定に基づき30万円以下の罰金に処されます。
2. 届出義務に関する規定は、宅地建物取引業法第35条「重要事項の説明等」の対象になります。
3. 居住誘導区域外での開発行為及び建築行為等が、居住誘導区域内の住宅の立地誘導を図る上で支障があると認められるときは、都市再生特別措置法第88条第3項の規定に基づき、必要な勧告をすることがあります。

3. 都市機能誘導区域外における届出について

届出対象② 都市機能誘導区域外での誘導施設の開発行為や開発行為以外

(1)届出の対象となる行為

届出の対象となる行為は、以下のとおりです。

開発行為	誘導施設を有する建築物の建築目的の開発行為を行おうとする場合
開発行為以外	①誘導施設を有する建築物を新築しようとする場合 ②建築物を改築し誘導施設を有する建築物とする場合 ③建築物の用途を変更し誘導施設を有する建築物とする場合

(例)町内に「病院」を新設する場合



(2)届出の対象となる施設

都市機能誘導区域外で下記の表に「必要」と記載されている施設を立地しようとする場合、届出が必要です。

《 誘導施設と都市機能誘導区域の関係 》

誘導施設	定義	都市機能誘導区域		左記以外の都市計画区域
		小鹿野地域市街地	旧長若中学校周辺	
町役場	地方自治法第4条第1項に規定する施設	—	必要	必要
地域包括支援センター	小鹿野町地域包括支援センター条例第2条に規定する施設	—	必要	必要
保健福祉センター	小鹿野町保健福祉センター条例第2条に規定する施設	—	必要	必要
病院	小鹿野町病院事業の設置等に関する条例第1条に規定する施設	—	必要	必要

誘導施設	定義	都市機能誘導区域		左記以外の 都市計画 区域
		小鹿野地域 市街地	旧長若 中学校周辺	
子育て支援センター	小鹿野町子育て支援センター条例第2条に規定する施設	—	必要	必要
保育所	小鹿野町保育所条例第2条に規定する施設	—	必要	必要
認定こども園	小鹿野町立幼保連携型認定こども園条例第2条に規定する施設	—	必要	必要
学童保育室	児童福祉法第6条の3第2項及び第34条の8に規定する施設	—	必要	必要
小学校	学校教育法第29条に規定する施設	—	必要	必要
中学校	学校教育法第45条に規定する施設	—	必要	必要
高等学校	学校教育法第50条に規定する施設	—	必要	必要
スーパーマーケット	店舗面積に限らず、生鮮食品や日用品などを販売している施設	—	—	必要
ドラッグストア	医薬品と化粧品を中心に、食品や日用品などを販売している施設	—	必要	必要
ホームセンター	住まいの手入れ改善にかかる商品を中心に、園芸用品や電気機械器具など販売している施設	—	必要	必要
農林産物直売所	農業経営体や農業協同組合等が自ら生産した農産物又は農産物加工品を不特定の消費者に直接販売をするための施設	必要	—	必要
銀行	銀行法第2条に規定する施設	—	必要	必要
信用組合	信用金庫法に規定する信用金庫を行う施設	—	必要	必要
JA	農業協同組合法第10条に規定する業務を行う農業協同組合	—	必要	必要
郵便局	日本郵便株式会社法第2条第4項に規定する施設	—	—	必要
公民館	小鹿野町公民館条例第2条で規定する施設	—	必要	必要
図書館	小鹿野町立図書館条例第3条に規定する施設	—	必要	必要
多目的活動スペース	利用者の目的に応じてレイアウトや設備を柔軟に調整でき、会議・学習・交流・展示など多様な活動ニーズに対応可能な空間を備えた施設	必要	—	必要
観光施設	休養施設・娯楽施設・文化施設など、観光客の利用を目的とする施設	—	必要	必要

(3)届出の期日・提出先・部数

開発行為や開発行為以外に着手するの**30日前まで**に必要な書類を建設課へ各1部提出して下さい。

(4)届出に必要な書類

届出は、次の区分により、所定の届出様式に添付図書を添えて提出して下さい。

開発行為	1. 届出書 様式第18 2. 添付図書 ①位置図(開発行為の区域や周辺の公共施設を表示した図面 縮尺1/1,000以上) ②設計図(縮尺1/100以上) ③土地利用計画図(縮尺1/100以上) ④誘導施設であること(建築物の用途)が判断できる資料 ⑤その他参考となるべき事項を記載した図書 ・公図 ・求積図
開発行為以外	1. 届出書 様式第19 2. 添付図書 ①位置図(開発行為以外の区域や周辺の公共施設を表示した図面 縮尺1/1,000以上) ②配置図(敷地内における建築物の位置を表示した図面 縮尺1/100以上) ③立面図(建築物の2面以上の立面図 縮尺1/50以上) ④平面図(各階平面図 縮尺1/50以上) ⑤誘導施設であること(建築物の用途)が判断できる資料 ⑥その他参考となるべき事項を記載した図書 ・公図 ・求積図
上記の行為を 変更する場合	1. 届出書 様式第20 2. 添付図書(上記それぞれの場合と同様)

(5)その他の事項

1. 届出をしないで、又は虚偽の届出をして、開発行為・開発行為以外を行った場合、都市再生特別措置法第130条の規定に基づき30万円以下の罰金に処されます。
2. 届出義務に関する規定は、宅地建物取引業法第35条「重要事項の説明等」の対象になります。
3. 都市機能誘導区域外での開発行為・開発行為以外が、都市機能誘導区域内における誘導施設の立地誘導を図る上で支障があると認められるときは、都市再生特別措置法第108条第3項の規定に基づき、勧告などの必要な措置を行うことがあります。

4. 都市機能誘導区域内における届出について

届出対象③ 都市機能誘導区域内での誘導施設の休止又は廃止

(1)届出の対象となる行為

届出の対象となる行為は、以下のとおりです。

休止・廃止	都市機能誘導区域内で誘導施設を休止又は廃止する場合
-------	---------------------------

(例)町内の「病院」を休止又は廃止する場合



(2)誘導施設

各都市機能誘導区域内に位置付けられている誘導施設(P5～6「誘導施設と都市機能誘導区域の関係」の表の「-」の欄)を休止又は廃止しようとする場合、届出が必要です。

(3)届出の期日・提出先・部数

施設の休止又は廃止の**30日前まで**に必要な書類を建設課へ各1部提出して下さい。

(4)届出に必要な書類

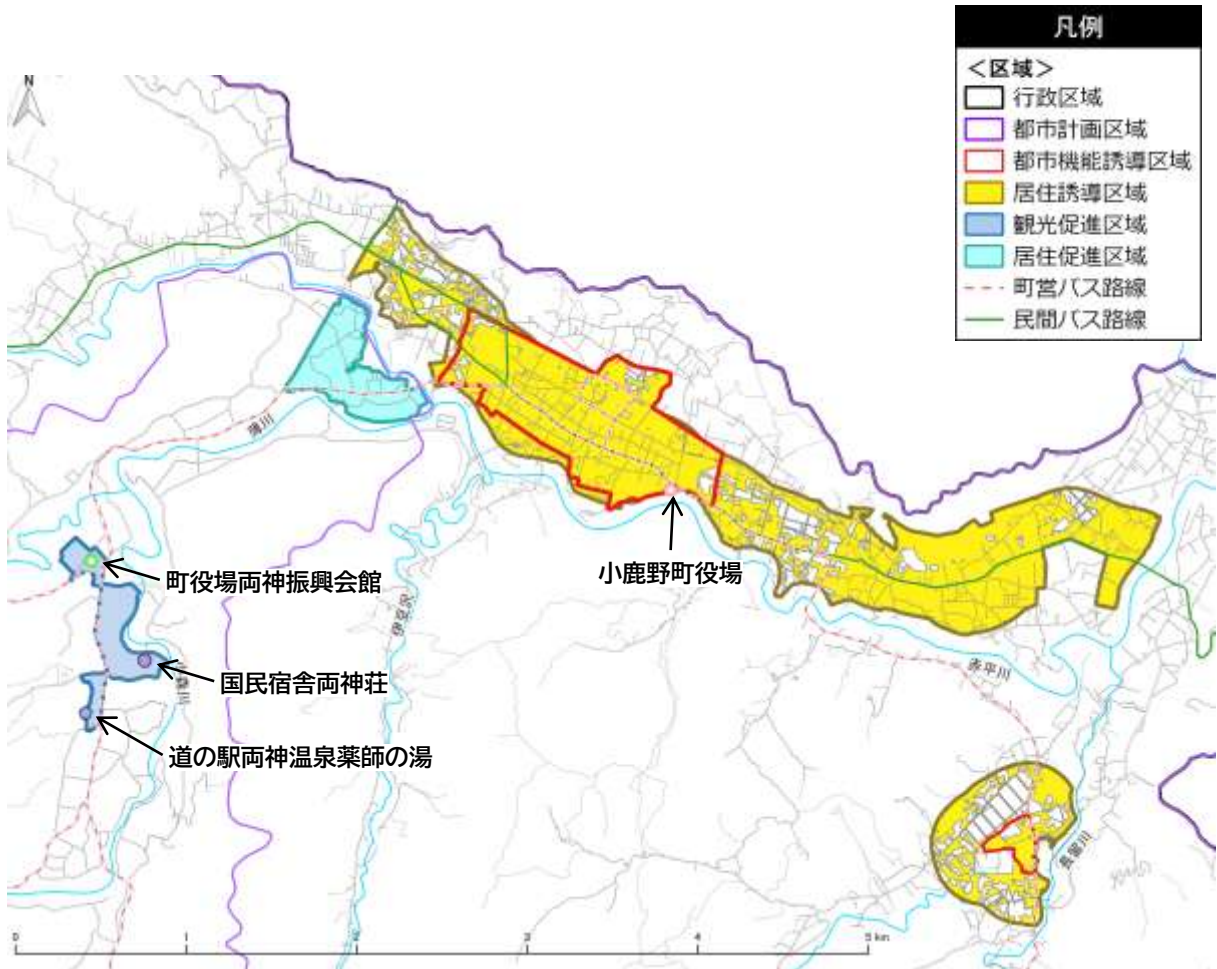
届出は、次の区分により、所定の届出様式に添付図書を添えて提出して下さい。

休止又は廃止の場合	1. 届出書 様式第21 ①位置図(誘導施設の休廃止の区域や周辺の公共施設を表示した図面 縮尺1/1,000以上) ②配置図(敷地内における建築物の位置を表示した図面 縮尺1/100以上) ③その他参考となるべき事項を記載した図書 ・公図 ・求積図
-----------	---

(5)その他の事項

1. 新たな誘導施設の立地又は立地の誘導を図るため、休止又は廃止しようとする誘導施設の建築物を有効に活用する必要があると町が認めるときは、都市再生特別措置法第108条の2第2項の規定に基づき、当該建築物の存置や、その他の必要な助言又は勧告をすることがあります。

5. 居住誘導区域及び都市機能誘導区域

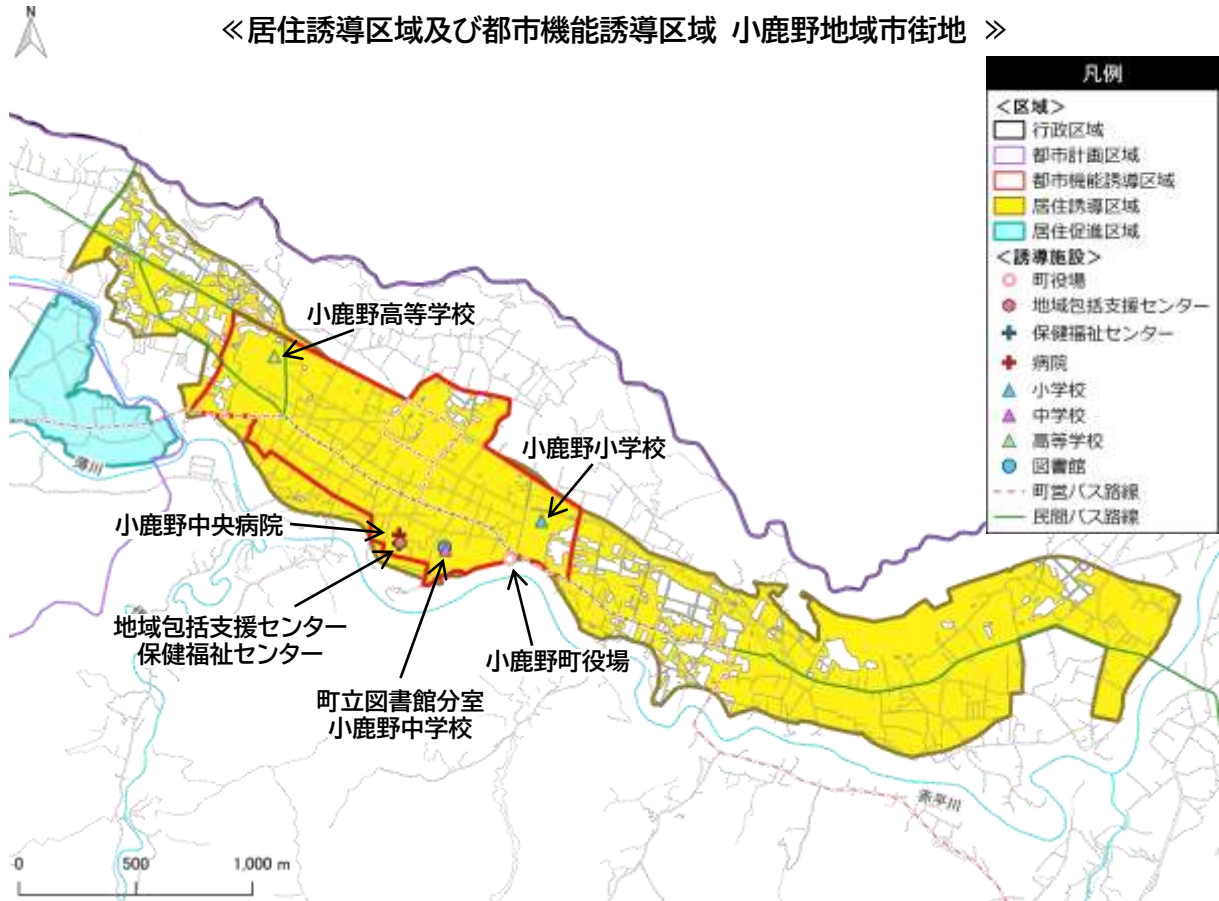


※令和8(2026)年3月時点の区域です。区域の詳細は、建設課窓口や町のホームページでご確認下さい。

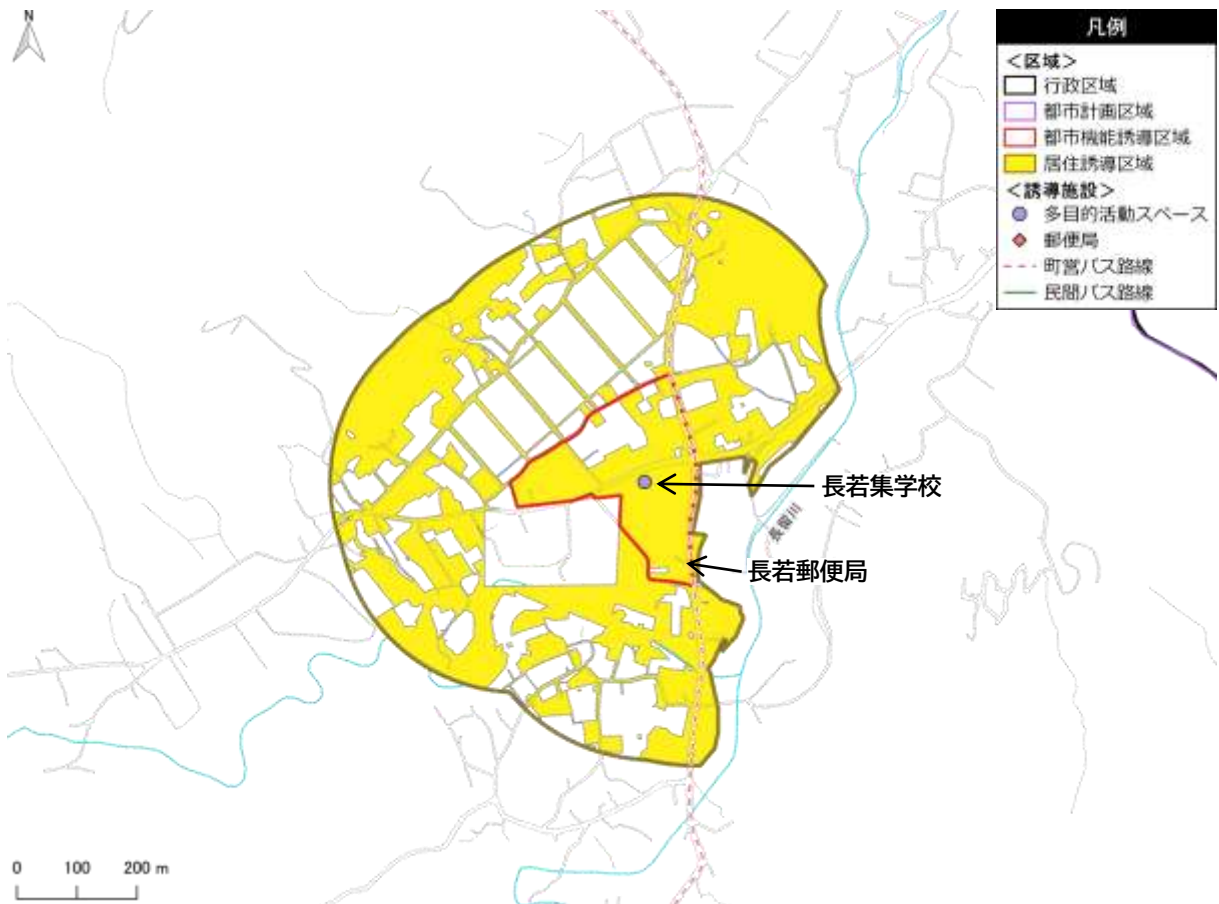
※茶色で囲まれたエリアに含まれる農用地区域は、解除した時点で居住誘導区域に含まれます。

ただし、その箇所が、他の居住誘導区域に含めないエリア(計画書本編 P82～84を参照)に該当する場合、居住誘導区域には含めません。

《居住誘導区域及び都市機能誘導区域 小鹿野地域市街地》



《居住誘導区域及び都市機能誘導区域 旧長若中学校周辺》



6. 届出様式について

(1)届出様式について

小鹿野町建設課のホームページからダウンロードできます。

(2)居住誘導に関する届出に必要な様式

記入例	様式	届出書の内容	該当ページ
記入例1	様式第10	開発行為届出書	12
記入例2	様式第11	住宅等を新築し、又は建築物を改築し、若しくはその用途を変更して住宅等とする行為の届出書	13
記入例3	様式第12	行為の変更届出書	14

(3)都市機能誘導に関する届出に必要な様式

記入例	様式	届出書の内容	該当ページ
記入例4	様式第18	開発行為届出書	15
記入例5	様式第19	誘導施設を有する建築物を新築し、又は建築物を改築し、若しくはその用途を変更して誘導施設を有する建築物とする行為の届出書	16
記入例6	様式第20	行為の変更届出書	17
記入例7	様式第21	誘導施設の休廃止届出書	18

様式第 10（都市再生特別措置法施行規則第 35 条第 1 項第 1 号関係）

開 発 行 為 届 出 書

都市再生特別措置法第 88 条第 1 項の規定に基づき、開発行為について、下記により届け出ます。

令和〇年 〇月 〇日 ← 届出日を記入
(行為着手の30日前まで)

(宛先) 小鹿野町長

届出者 住 所 小鹿野町〇〇 〇〇番地
氏 名 〇〇〇(株) 代表取締役 〇〇〇〇

開 発 行 為 の 概 要	1 開発区域に含まれる地域の名称(地名・地番)	小鹿野町〇〇 〇〇番地
	2 開発区域の面積	2,000 平方メートル
	3 住宅等の用途	該当する用途と戸数を記載 ・一戸建ての住宅 〇戸 ・長屋 〇戸 ・共同住宅 〇戸 ← 共同住宅 〇戸
	4 工事の着手予定年月日	令和〇年 〇月〇日
	5 工事の完了予定年月日	令和〇年 〇月〇日
	6 その他必要な事項	△△区画 ← 住宅用区画数を記入

注 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

(添付図書)

- ① 位置図（開発行為の区域や周辺の公共施設を表示した図面）（縮尺 1/1,000 以上）
- ② 設計図（縮尺 1/100 以上）
- ③ 土地利用計画図（縮尺 1/100 以上）
- ④ 住宅の戸数が判断できる資料
- ⑤ その他参考となるべき事項を記載した図書（公図・求積図）

様式第 11（都市再生特別措置法施行規則第 35 条第 1 項第 2 号関係）

住宅等を新築し、又は建築物を改築し、若しくはその用途を変更して住宅等とする行為の届出書

都市再生特別措置法第 88 条第 1 項の規定に基づき、

住宅等の新築
 建築物を改築して住宅等とする行為
 建築物の用途を変更して住宅等とする行為

← 該当箇所に✓を追加

について、下記により届け出ます。

令和〇年 〇月 〇日 ← 届出日を記入
(行為着手の30日前まで)

(宛先) 小鹿野町長

届出者 住所 小鹿野町〇〇 〇〇番地
氏名 〇〇〇(株) 代表取締役 〇〇〇〇

1 住宅等を新築しようとする土地 又は改築若しくは用途の変更を しようとする建築物の存する土 地の所在、地番、地目及び面積	(所在・地番) 小鹿野町〇〇 〇〇番地 (地目) 宅地 (面積) 〇〇㎡	← 該当する用途と戸数を記載 ・一戸建ての住宅 〇戸 ・長屋 〇戸 ・共同住宅 〇戸
2 新築しようとする住宅等又は改 築若しくは用途の変更後の住宅 等の用途	長屋 〇戸	
3 改築又は用途の変更をしよう とする場合は既存の建築物の用途		← 改築又は用途の変更をしよう とする場合、建築基準法施行規 則別記様式の主要用途を記載
4 その他必要な事項	(着手予定年月日) 令和〇年〇月〇日 (完了予定年月日) 令和〇年〇月〇日	

注 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

(添付図書)

- ① 位置図（建築行為等の区域や周辺の公共施設を表示した図面）（縮尺 1/1,000 以上）
- ② 配置図（敷地内における住宅等の位置を表示した図面）（縮尺 1/100 以上）
- ③ 立面図（住宅等の 2 面以上の立面図）（縮尺 1/50 以上）
- ④ 平面図（各階平面図）（縮尺 1/50 以上）
- ⑤ 住戸の戸数が判断できる資料
- ⑥ その他参考となるべき事項を記載した図書（公図・求積図）

記入例3

様式第 12（都市再生特別措置法施行規則第 38 条第 1 項関係）

行為の変更届出書

届出日を記入
(行為着手の30日前まで)

令和〇年 〇月〇日

(宛先) 小鹿野町長

届出者 住所 小鹿野町〇〇 〇〇番地
氏名 〇〇〇(株) 代表取締役 〇〇〇〇

都市再生特別措置法第 88 条第 2 項の規定に基づき、届出事項の変更について、下記により届け出ます。

記

様式第 10 もしくは
第 11 の届出日を記入

- 1 当初の届出年月日 令和〇年 〇月 〇日
- 2 変更の内容
開発区域面積の変更 (〇〇㎡ → △△㎡)
着手予定年月日の変更 (令和〇年〇月〇日 → 令和△年△月△日)
- 3 変更部分に係る行為の着手予定日 令和〇年〇月〇日
- 4 変更部分に係る行為の完了予定日 令和〇年〇月〇日

注 1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

2 変更の内容は、変更前及び変更後の内容を対照させて記載すること。

(添付図書)

〈開発行為の場合〉

- ① 位置図（開発行為の区域や周辺の公共施設を表示した図面）（縮尺 1/1,000 以上）
- ② 設計図（縮尺 1/100 以上）
- ③ 土地利用計画図（縮尺 1/100 以上）
- ④ 住宅の戸数が判断できる資料
- ⑤ その他参考となるべき事項を記載した図書（公図・求積図）

〈建築行為等の場合〉

- ① 位置図（建築行為等の区域や周辺の公共施設を表示した図面）（縮尺 1/1,000 以上）
- ② 配置図（敷地内における住宅等の位置を表示した図面）（縮尺 1/100 以上）
- ③ 立面図（住宅等の 2 面以上の立面図）（縮尺 1/50 以上）
- ④ 平面図（各階平面図）（縮尺 1/50 以上）
- ⑤ 住戸の戸数が判断できる資料
- ⑥ その他参考となるべき事項を記載した図書（公図・求積図）

様式第 18（都市再生特別措置法施行規則第 52 条第 1 項第 1 号関係）

開 発 行 為 届 出 書

都市再生特別措置法第 108 条第 1 項の規定に基づき、開発行為について、下記により届け出ます。

令和〇年 〇月 〇日
(宛先) 小鹿野町長

届出日を記入
(工事着手の30日前まで)

届出者 住 所 小鹿野町〇〇 〇〇番地
氏 名 〇〇〇(株) 代表取締役 〇〇〇〇

開 発 行 為 の 概 要	1 開発区域に含まれる地域の名称(地名・地番)	小鹿野町〇〇 〇〇番地
	2 開発区域の面積	2,000 平方メートル
	3 建築物の用途	商業店舗(食品スーパー) ← 誘導施設であることがわかるように記載
	4 工事の着手予定年月日	令和〇年〇月〇日
	5 工事の完了予定年月日	令和〇年〇月〇日
	6 その他必要な事項	(建築物等名称) 〇〇スーパー〇〇店 (誘導施設の床面積) 〇〇㎡

注 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

(添付図書)

- ① 位置図(開発行為の区域や周辺の公共施設を表示した図面) (縮尺 1/1,000 以上)
- ② 設計図(縮尺 1/100 以上)
- ③ 土地利用計画図(縮尺 1/100 以上)
- ④ 誘導施設であること(建築物の用途)が判断できる資料
- ⑤ その他参考となるべき事項を記載した図書(公図・求積図)

様式第 19（都市再生特別措置法施行規則第 52 条第 1 項第 2 号関係）

誘導施設を有する建築物を新築し、又は建築物を改築し、若しくはその用途を変更して誘導施設を有する建築物とする行為の届出書

都市再生特別措置法第 108 条第 1 項の規定に基づき、

誘導施設を有する建築物の新築
 建築物を改築して誘導施設を有する建築物とする行為
 建築物の用途を変更して誘導施設を有する建築物とする行為

← 該当箇所に✓を追加

令和○年 ○月 ○日 ← 届出日を記入
 (工事着手の30日前まで)
 (宛先) 小鹿野町長

届出者 住所 小鹿野町○○ ○○番地
氏名 ○○○(株) 代表取締役 ○○○○

1 建築物を新築しようとする土地又は改築若しくは用途の変更をしようとする建築物の存する土地の所在、地番、地目及び面積	所在 小鹿野町○○ ○○番地 地目 宅地 面積 ○○㎡
2 新築しようとする建築物又は改築若しくは用途の変更後の建築物の用途	商業店舗（食品スーパー） ← 誘導施設であることがわかるように記載
3 改築又は用途の変更をしようとする場合は既存の建築物の用途	
4 その他必要な事項	(建築物等名称) ○○スーパー○○店 (建築物の延べ床面積) ○○㎡ (誘導施設の床面積) ○○㎡ (着手予定年月日) 令和○年○月○日 (完了予定年月日) 令和○年○月○日

注 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

(添付図書)

- ① 位置図（開発行為以外の区域や周辺の公共施設を表示した図面）（縮尺 1/1,000 以上）
- ② 配置図（敷地内における建築物の位置を表示した図面）（縮尺 1/100 以上）
- ③ 立面図（建築物の 2 面以上の立面図）（縮尺 1/50 以上）
- ④ 平面図（各階平面図）（縮尺 1/50 以上）
- ⑤ 誘導施設であること（建築物の用途）が判断できる資料
- ⑥ その他参考となるべき事項を記載した図書（公図・求積図）

記入例6

様式第20（都市再生特別措置法施行規則第55条第1項関係）

行為の変更届出書

届出日を記入
(工事着手の30日前まで)

令和〇年〇月〇日

(宛先) 小鹿野町長

届出者 住所 小鹿野町〇〇 〇〇番地
氏名 〇〇〇(株) 代表取締役 〇〇〇〇

都市再生特別措置法第108条第2項の規定に基づき、届出事項の変更について、下記により届け出ます。

記

様式第18もしくは
第19の届出日を記入

- 1 当初の届出年月日 令和〇年〇月〇日
- 2 変更の内容
 - ・面積の変更 (2,000 m² → 2,500 m²)
 - ・着手予定年月日の変更 (令和〇年〇月〇日 → 令和〇年〇月〇日)
- 3 変更部分に係る行為の着手予定日 令和〇年〇月〇日
- 4 変更部分に係る行為の完了予定日 令和〇年〇月〇日

注1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

2 変更の内容は、変更前及び変更後の内容を対照させて記載すること。

(添付図書)

〈開発行為の場合〉

- ① 位置図（開発行為の区域や周辺の公共施設を表示した図面）（縮尺 1/1,000 以上）
- ② 設計図（縮尺 1/100 以上）
- ③ 土地利用計画図（縮尺 1/100 以上）
- ④ 誘導施設であること（建築物の用途）が判断できる資料
- ⑤ その他参考となるべき事項を記載した図書（公図・求積図）

〈開発行為以外の場合〉

- ① 位置図（建築行為等の区域や周辺の公共施設を表示した図面）（縮尺 1/1,000 以上）
- ② 配置図（敷地内における建築物の位置を表示した図面）（縮尺 1/100 以上）
- ③ 立面図（建築物の2面以上の立面図）（縮尺 1/50 以上）
- ④ 平面図（各階平面図）（縮尺 1/50 以上）
- ⑤ 誘導施設であること（建築物の用途）が判断できる資料
- ⑥ その他参考となるべき事項を記載した図書（公図・求積図）

記入例7

様式第 21（都市再生特別措置法施行規則第 55 条の 2 関係）

誘導施設の休廃止届出書

届出日を記入
(休廃止の30日前まで)

令和〇年〇月〇日

(宛先) 小鹿野町長

届出者 住所 小鹿野町〇〇 〇〇番地
氏名 〇〇〇(株) 代表取締役 〇〇〇〇

都市再生特別措置法第 108 条の 2 第 1 項の規定に基づき、誘導施設の(休止・廃止)について、
下記により届け出ます。

休止又は廃止の
どちらかに〇をつける

記

1 休止（廃止）しようとする誘導施設の名称、用途及び所在地

名称：〇〇スーパー〇〇店
用途：商業店舗（食品スーパー）
所在地：小鹿野町〇〇 〇〇番地

誘導施設であることが
わかるように記載

2 休止（廃止）しようとする年月日

令和〇年〇月〇日

3 休止しようとする場合にあっては、その期間

4 休止（廃止）に伴う措置

(1) 休止（廃止）後に誘導施設を有する建築物を使用する予定がある場合、予定される当該建築物の用途

休止中は倉庫として使用

(2) 休止（廃止）後に誘導施設を有する建築物を使用する予定がない場合、当該建築物の存置に関する事項

例)・令和〇年〇月〇日に除却予定
・使用予定は未定。使用予定が決まるまでは、適切な管理のもと存置する。

注 1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載してください。

2 4 (2) 欄には、当該建築物を存置する予定がある場合は存置のために必要な管理その他の事項について、当該建築物を存置する予定がない場合は当該建築物の除却の予定時期その他の事項について記入してください。

(添付図書)

- ① 位置図（誘導施設の休廃止の区域や周辺の公共施設を表示した図面）（縮尺 1/1,000 以上）
- ② 配置図（敷地内における建築物の位置を表示した図面）（縮尺 1/100 以上）
- ③ その他参考となるべき事項を記載した図書（公図・求積図）

小鹿野町立地適正化計画に係る届出の手引き

令和8(2026)年3月発行

小鹿野町 建設課

〒368-0192 埼玉県秩父郡小鹿野町小鹿野89番地

TEL:0494-75-5062
